

議案第 83 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

令和 8 年度診療報酬改定により、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費の算定方法が変更されたことに伴い、小田原市病院事業における長期収載品選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に乗ずる割合を次のように引き上げることとする。（別表関係）

改 正 後	改 正 前
2 分の 1	4 分の 1

[適 用]

令和 8 年 10 月 1 日